

**【例4】 転勤（特別徴収義務者変更）の場合（転勤（転職等も含む。）先で特別徴収を継続する場合）**

A社で6月分から10月分まで徴収した後、B社へ転勤（転職も含む。）して11月以降も引き続きB社で特別徴収を継続される場合は、異動理由は、9.転勤（特別徴収義務者変更）となります。必ず異動先の事業所に確認してから届出を行ってください。異動届の提出時期によっては、特別徴収のご希望開始月が間に合わない場合があります。

◎この様式は、旭川市のホームページからダウンロードできます。（P5参照）  
◎異動届出書の控えに受付印が必要な場合は、控えと切手を貼って返信先住所を記載した返信用封筒を同封して送付してください。

令和 年 月 日提出	特別徴収義務者の名称（氏名） 旭川建設 株式会社		特別徴収義務者の所在地 旭川市7条通10丁目		担 当 者	(係名) 経理係 (電話) 12-3456	(担当者氏名) 旭川 花子	
	法人番号又は個人番号（個人事業主の場合） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		令和5年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更 通知書（特別徴収義務者用）に記載されている各番号を転記してください。					
指定番号	9 0 0 0 0 1	宛名番号	0 0 0 1	住居コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9	給与所得者個人番号（※マイナンバー）	2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1	※ 旭川市処理欄
給与所得者氏名 (旧姓) 旭川 次郎	(ア) 年 税 額 円	徴収済月 6 月分	(イ) 徴収済税額 円	(ウ) 未徴収税額 (ア-イ=ウ) 円	異動年月日 令和 5.10.31	異 動 理 由 1.退職 2.休職 3.長期欠勤 4.合併解散 5.会社解散 6.給与少額等 ( ) 7.死亡 8.1月1日住所誤報 9.転勤 (特徴義務者変更) 10.その他(具体的に)	異動後の未徴収税額の徴収方法 1.一括徴収 → Aへ 2.普通徴収 → Bへ 3.特別徴収継続 → Cへ	1月から退職時までの 給与支払額 円 1,223,456 控除社会 保険料額 円 452,000

異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当記号を○で囲んでください。

<p><b>A 一括徴収</b></p> <p>一括徴収した税額は □ 月分（翌月10日納期限） (1月1日以降の退職は原則として)</p> <p>一括徴収理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。 一括徴収の申出(令和 )</p> <p>徴収予定 一括徴収額 ((ウ) の額) 円</p>	<p><b>B 普通徴収</b></p> <p>未徴収税額は本人が支払います。</p> <p>死亡・退職・国外転出の場合の親族等の連絡先 氏名・続柄</p> <p>電話</p>	<p><b>C 特別徴収継続</b></p> <p>未徴収税額は、転勤先で 11 月分（翌月10日納期限）から徴収します。</p> <p>新指定番号 → 0 1 2 3 4 5</p> <p>勤務先 (新給与支払者) の所在地 旭川市6条通8丁目</p> <p>フリガナ シンアサヒカワセイメイホケン</p> <p>勤務先 (新給与支払者) の名称 新旭川生命保険 相互会社</p> <p>連絡先 経理係 旭川 三郎</p> <p>係・氏名・電話番号 電話 0166-26-1111</p>
--	--	---

必ず異動先の事業所に確認をしてから届出を行ってください。

指定番号は、9.転勤（特別徴収義務者変更）の場合は、必ず変更になります。